

科目名	知的財産権 Intellectual Property			担当教員	長岡史郎		
学 年	1 年	学 期	後期	履修条件	選択	単位数	2
分 野	工学基礎	授業形式	講義	科目番号	13272005	単位区別	学修
学習目標	発明は研究開発の成果であり、技術者にとって特許は論文と同様にかけがえない財産といえる。技術開発競争が益々激しくなる現在において、特許の重要性は益々高まっている。知的財産権に関する法律を代表する法律は、特許法である。本講義では特許法の基本を理解することを目標とする。						
進め方	特許法について、教科書を基に特許明細書や具体的な判例を示しながら講義し特許法に関する理解を深める。発明とは何か、どんな発明ならば特許になるかを学習した後、各自の研究内容に関連する特許について特許庁のデータベースで検索する。検索した特許の中なら1つ選択し、その内容をまとめて発表する。また、実際に特許明細書を作成する演習を行うことにより、学習内容の理解を深める。						
学習内容	学習項目（時間数）			学習到達目標			
	1. 知的財産権と特許(1) (1) 知的財産権とは (2) 知的財産保護の特色など 2. 特許権の保護対象(2) 3. 特許の用件(2) 4. 権利の主体(2) (1) 発明者主義 (2) 従業者発明 5. 特許権の効力(2) (1) 業として (2) 特許発明の実施 6. 特許権の消滅事由(2) 7. 特許検索と発表(3) 8. 特許権侵害(2) (1) 特許発明の技術的範囲 (2) 間接侵害 (3) 特許権の効力が及ばない場合 9. 特許権の利用(2) (1) 実施権 (2) 権利の譲渡 10. 特許取得手続(6) (1) 特許出願・審査 (2) 補正・出願分割・国内優先権制度 (3) 特許査定、拒絶査定 (4) 特許異議手続、審決取消訴訟 11. 特許をめぐる条約(2) 12. 許明細書の作成(4)			知的財産権とはなにかを知っている。 D2:1 発明とは何かを説明できる。 D2:1-3 どのような用件を満たせば特許権を取得できるか説明できる。 A2:1-2 , D2:1-3 特許は誰のものになるか、また特許をとったら何ができるかを説明できる。 D2:1-3 取得した特許権はいつまで続くか、特許を取得するとどんなことができるかを説明できる。 D2:1-3 , D3:1-4 自身の研究に関連する特許検索を行い、報告書にまとめることができる。 D5:1-2 検索した特許の概要を説明できる。 A3:1 , B1:1-3 , B2:1-2 , C1:1-3 , C4:1-8 特許権の利用特許権の効力はどこまで及ぶか説明できる。 D2:1-3 他者が特許発明を実施するにはどうすればよいかわかる。 D2:1-3 特許を実際に取得するために必要な種々の手続きについて説明できる。 D2:1-3 拒絶査定された場合の手続きを説明できる。 D2:1-3 特許を巡る条約として重要なものについて、その概要を理解している。 D2:1			
	後期期末試験						
	13. 試験問題の解答(1)						
評価方法	定期試験 70%、レポートと発表 20%、授業態度とノート 10%の比率で総合評価する。中間試験、追試や再試験をする場合もある。2と3の割合は変更する場合もある。 1. 定期試験；専門知識の理解度、基本的な問題を解く能力、専門知識を応用する能力を評価する。 2. レポートと発表；必要な資料の検索をし、まとめる能力を評価する。 3. 授業態度とノート；授業内容の記録や取り組む姿勢、予習復習状況を評価する。						
履修要件	特になし						
関連科目	技術者倫理						
教 材	教科書：高林 龍 著 「標準 特許法」 有斐閣						
備 考	オフィスアワー：毎月曜日放課後～17:00						